

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
基準 I 建学の精神と教育の効果				
A 建学の精神				
基準 I -A-1 建学の精神を確立している。		○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html	学則、教育目的に関する規程
B 教育の効果				
基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。	【学校教育法】第108条第1項（短期大学の目的）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html#h_education_goal	学則、教育目的に関する規程
	【学校教育法】第108条第4項（専門職短期大学の目的）	該当なし		
	【学校教育法施行規則】第172条の2第1項（情報の公表：教育研究上の目的）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
	【短期大学設置基準】第2条（教育研究上の目的）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html#h_education_goal	学則、教育目的に関する規程
基準 I -B-2 学習成果を定めている。	【学校教育法施行規則】第172条の2第4項（情報の公表：修得すべき知識・能力に関する情報の公表）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html#h_learning_achievement	
基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	【学校教育法施行規則】第165条の2（三つの方針の策定）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html	
	【学校教育法施行規則】第172条の2第1項（情報の公表：三つの方針）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html	
C 社会貢献				
基準 I -C-1 高等教育機関として地域・社会に貢献している。	【学校教育法】第83条第2項（社会貢献）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/research-community.html	
	【学校教育法】第105条（履修証明書）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/admission-others.html	
	【学校教育法】第107条（公開講座）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/research-community/open_lecture.html	

法令対応確認一覧

様式21

短期大学評価基準	関係法令 ^(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【学校教育法施行規則】第164条（特別の課程及び履修証明書）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/admission-others.html	

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
D 内部質保証				
基準Ⅰ-D-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。	【学校教育法】第109条第1項（自己点検・評価及び結果の公表）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/self-inspection-report.html	
	【学校教育法施行規則】第166条（自己点検・評価の項目、体制）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/self-inspection-report.html	
基準Ⅰ-D-2 教育の質を保証している。	【短期大学設置基準】第1条（趣旨）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/accessment_plan_college.html	
基準Ⅱ 教育課程と学生支援				
A 教育課程				
基準Ⅱ-A-1 卒業認定・学位授与の方針に従って、単位授与、卒業認定や学位授与を適切に行っている。	【学校教育法】第88条（相当期間の修業年限の通算：科目等履修生）	○	学則第5条	
	【学校教育法】第88条の2（実践的な能力を勘案した修業年限の通算）	×		
	【学校教育法】第104条（学位）	○	学則第27条、学位規程	
	【学校教育法】第108条第2項（修業年限）	○	学則第5条	
	【学校教育法施行規則】第146条（修業年限の通算）	×		
	【学校教育法施行規則】第146条の2（専門職大学等における修業年限の通算）	該当なし		
	【学校教育法施行規則】第163条の2（学修証明書の交付）	×		
	【学校教育法施行規則】第173条（準用規定〔卒業証書〕）	○	学位規程	
	【短期大学設置基準】第11条の2（成績評価基準等の明示等）	○	学則第24条	
	【短期大学設置基準】第13条（単位の授与）	○	学則第23条	
【短期大学設置基準】第13条の2（履修科目の登録の上限）	○	学則第22条、履修登録単位数の上限に関する規程		
【短期大学設置基準】第14条（他の大学における授業科目の履修等）	○	学則第30条		

法令対応確認一覧

様式21

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【短期大学設置基準】第15条（大学以外の教育施設等における学修）	○	学則第31条	
	【短期大学設置基準】第16条（入学前の既修得単位等の認定）	○	学則第32条	
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第17条（科目等履修生等）	該当なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】<旧>第17条（科目等履修生等）	○	学則第43条	
	【短期大学設置基準】第18条（卒業の要件）	○	学則第25条	
	【短期大学設置基準】第35条の7（専門職学科に係る卒業の要件）	該当なし		
	【学位規則】第5条の4（短期大学士の学位授与の要件）	○	学則第27条	
	【学位規則】第10条（専攻分野の名称）	○	学位規程第2条	
	【学位規則】第13条（学位規程）	○	学位規程	
基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。	【学校教育法施行規則】第163条（学年の始期及び終期）	○	学則第6条	
	【学校教育法施行規則】第163条の2（学修証明書の交付）	×		
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第3条の2（学科関係課程実施学科）	該当なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】<旧>第3条の2（学科関係課程実施学科）	×		
	【短期大学設置基準】第5条（教育課程の編成方針）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html#h_curriculum_policy	
	【短期大学設置基準】第6条（教育課程の編成方法）	○	学則第20条	
	【短期大学設置基準】第7条（単位）	○	学則第22条	
	【短期大学設置基準】第8条（一年間の授業期間）	○	学則第6条	
	【短期大学設置基準】第9条（各授業科目の授業期間）	○	学則第6条	

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【短期大学設置基準】第11条（授業の方法）	○	学則第34条	
	【短期大学設置基準】第11条の2（成績評価基準等の明示等）	○	シラバス	
	【短期大学設置基準】第12条（昼夜開講制）	該当なし		
	【短期大学設置基準】第16条の2（長期にわたる教育課程の履修）	該当なし		
	【短期大学設置基準】第35条の3（専門職学科に係る教育課程の編成方針）	該当なし		
	【短期大学設置基準】第35条の4（教育課程連携協議会）	該当なし		
	【短期大学設置基準】第35条の5（専門職学科の授業科目）	該当なし		
基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。	【短期大学設置基準】第5条（教育課程の編成方針）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html#h_curriculum_policy	教育目的に関する規程第2条
基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。	【短期大学設置基準】第5条（教育課程の編成方針）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html#h_curriculum_policy	教育目的に関する規程第3条
B 学習成果				
基準Ⅱ-B-1 短期大学及び学科又は専攻課程において、学習成果は明確である。		○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html#h_learning_achievement	
基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得状況を適切に評価している。	【短期大学設置基準】第11条の2（成績評価基準等の明示等）	○	https://portal.kochi-gc.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx	

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。		○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/accessment_plan_college.html	
基準Ⅱ-B-4 学習成果の獲得状況の公表に努めている。		○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
C 入学者選抜				
基準Ⅱ-C-1 入学者選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。	【学校教育法】第90条（入学資格）	○	学則第9条	
	【学校教育法施行規則】第150条（入学資格に関し高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者）	○	学則第9条	
	【学校教育法施行規則】第162条（外国の大学等に在学した者の転学）	×		
	【短期大学設置基準】第2条の2（入学者選抜）	○	学則第11条	
	【短期大学設置基準】第4条（収容定員）	○	学則第4条	
	【短期大学設置基準】第35条の2（専門職学科に係る入学者選抜）	該当なし		
基準Ⅱ-C-2 入学者選抜に関する情報を適切に提供している。	【学校教育法施行規則】第172条の2第1項第1号（情報の公表：入学者の受入れに関する方針）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html#h_admission_policy	
	【学校教育法施行規則】第172条の2第1項第8号（情報の公表：授業料、入学科等の公表）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/tuition-scholarships.html	募集要項
D 学生支援				
基準Ⅱ-D-1 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。	【短期大学設置基準】第20条第2項（教育研究実施組織等：教員及び事務職員等の協働及び連携組織）	○	教育組織規程	
基準Ⅱ-D-2 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。	【短期大学設置基準】第20条第3項（教育研究実施組織等：厚生補導の組織）	○	教育組織規程	

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
基準Ⅱ-D-3 進路支援を組織的にやっている。	【短期大学設置基準】第20条第3項（教育研究実施組織等：厚生補導の組織）	○	教育組織規程	
	【短期大学設置基準】第20条第5項（教育研究実施組織等：社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制）	○	教育組織規程、キャリアセンター規程、就職委員会規程	
基準Ⅲ 教育資源と財的資源				
A 人的資源				
基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づき教員を配置している。	【学校教育法】第92条（学長、教授その他の職員）	○	学則第38条	
	【学校教育法】第108条第7項（学科）	○	学則第4条	
	【短期大学設置基準】第3条（学科）	○	学則第4条	
	【短期大学設置基準】第3条第2項 専攻課程	該当なし		
	【短期大学設置基準】第20条第1項 教育研究実施組織等（編制）	○	教育組織規程	
	【短期大学設置基準】第20条第2項 教育研究実施組織等（教育研究に係る責任の所在）	○	教育組織規程	
	【短期大学設置基準】第20条第6項 教育研究実施組織等（年齢構成）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第20条第7項 教育研究実施組織等（2以上の校地における教職員の配置等）	該当なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】<旧>第20条第4項（教員組織：2以上の校地における教職員の配置等）	該当なし		
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第20条の2 授業科目の担当（基幹教員等）	該当なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】<旧>第20条の2（専任教員等）	○	https://portal.kochi-gc.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/	
	【短期大学設置基準】<旧>第21条の2（専任教員）	該当なし		

法令対応確認一覧

様式21

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第22条（基幹教員数）	該当なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】＜旧＞第22条（専任教員数）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第23条（教授の資格）	該当なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】＜旧＞第23条（教授の資格） ※【短期大学設置基準】附則（令和4年9月30日文科科学省令第34号：第5条 講師の経歴に関する経過措置）	○	教員選考基準	
	【短期大学設置基準】第24条（准教授の資格）	○	教員選考基準	
	【短期大学設置基準】第25条（講師の資格）	○	教員選考基準	
	【短期大学設置基準】第25条の2（助教の資格）	○	教員選考基準	
	【短期大学設置基準】第26条（助手の資格）	○	教員選考基準	
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第35条の8（実務の経験等を有する基幹教員）	該当なし		
※専任教員制	【短期大学設置基準】＜旧＞第35条の11（実務の経験等を有する基幹教員） ※【短期大学設置基準】附則（令和4年9月30日文科科学省令第34号：第5条 講師の経歴に関する経過措置）	該当なし		
基準Ⅲ-A-2 教員は、教育課程編成・実施の方針に基づき教育研究活動を行っている。	【短期大学設置基準】第33条の3（教育研究環境の整備）	○	個人研究費規程	
基準Ⅲ-A-3 学習成果の獲得が向上するよう事務職員等を配置している。	【学校教育法】第114条（準用規定〔事務職員、技術職員の職務〕）	○	学校法人高知学園組織規程	
	【短期大学設置基準】第20条第1項（教育研究実施組織等：編制）	○	人事委員会規程	

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【短期大学設置基準】第20条第3項（教育研究実施組織等：厚生補導の組織）	○	教育組織規程	
	【短期大学設置基準】第20条第4項（教育研究実施組織等：短期大学運営に係る組織）	○	教育組織規程	
基準Ⅲ-A-4 学習成果の獲得に向けて、教職員の役割や責任を規定している。	【短期大学設置基準】第20条第2項（教育研究実施組織等：教育研究に係る責任の所在）	○	教育組織規程	
	【短期大学設置基準】第20条第5項（教育研究実施組織等：社会的及び職業的自立に必要な能力を培うための体制）	○	教育組織規程	
基準Ⅲ-A-5 教職員等の資質、教育能力、専門的能力等が向上するよう組織的な研修を実施している。	【短期大学設置基準】第22条の2（組織的な研修等）	○	学則第3条	
基準Ⅲ-A-6 労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。		○	高知学園短期大学における教員の裁量労働制の適用に関する規程、学校法人高知学園就業規則	
B 物的資源				
基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づき校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。	【短期大学設置基準】第4条（収容定員）	○	学則第4条	
	【短期大学設置基準】第10条（授業を行う学生数）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
	【短期大学設置基準】第27条（校地）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/campus-map.html	校地、校舎（図面）
	【短期大学設置基準】第27条の2（運動場等）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/campus-map.html	校地、校舎（図面）
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第28条（校舎）	該当なし		

法令対応確認一覧

様式21

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
※専任教員制	<p>【短期大学設置基準】<旧>第28条（校舎）</p> <p>【短期大学設置基準】附則（令和4年9月30日文部科学省令第34号：第4条 施設及び教員に関する経過措置）</p>	○	<p>https://www.kochi-gc.ac.jp/admissions/campus-map.html</p>	校地、校舎（図面）

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【短期大学設置基準】第29条（教育研究上必要な資料及び図書館）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/student-life/library.html	
	【短期大学設置基準】第30条（校地の面積）	○	48,640平方メートル（高知学園大学との共用部分を含む）	
	【短期大学設置基準】第31条（校舎の面積）	○	15,402平方メートル（高知学園大学との共用部分を含む）	
	【短期大学設置基準】第32条（附属施設）	該当なし		
	【短期大学設置基準】第33条（機械、器具等）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/student-life/facilities.html	
	【短期大学設置基準】第33条の2（二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備）	該当なし		
	【短期大学設置基準】第33条の3（教育研究環境の整備）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/student-life/facilities.html	
	【短期大学設置基準】第35条の6（専門職学科に係る授業を行う学生数）	該当なし		
※基幹教員制	【短期大学設置基準】第35条の9（実務実習に必要な施設）	該当なし		
基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。				
C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源				
基準Ⅲ-C-1 教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果を獲得させるために技術的資源を整備し、有効に活用している。	【短期大学設置基準】第29条（教育研究上必要な資料及び図書館）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/student-life/library.html	
D 財的資源				
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	【短期大学設置基準】第4条（収容定員）	○	学則第4条	
	【短期大学設置基準】第33条の3（教育研究環境の整備）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/student-life/facilities.html	
	【私立学校法】第17条（資産）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第98条（会計年度）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第99条（予算及び事業計画）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	
	【私立学校法】第101条（会計の原則）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第102条（会計帳簿）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第103条（計算書類等の作成及び保存）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第104条（計算書類等の監査等）	○	学校法人高知学園会計規程	
基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき財的資源の実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。	【私立学校法】第98条（会計年度）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第99条（予算及び事業計画）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	
	【私立学校法】第101条（会計の原則）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第102条（会計帳簿）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第103条（計算書類等の作成及び保存）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第104条（計算書類等の監査等）	○	学校法人高知学園会計規程	
	【私立学校法】第148条第2項～第4項（中期事業計画の作成等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス				
A 理事会運営				
基準Ⅳ-A-1 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。	【私立学校法】第16条（学校法人の責務）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第36条第4項（理事会の職務等：あらかじめ評議員会の意見を聴くべき事項）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第37条（理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第39条（理事の報告義務等）	○	学校法人高知学園寄附行為	

法令対応確認一覧

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
基準IV-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。	【私立学校法】第40条（一般社団・財団法人法の規定の準用〔理事の職務を代行する者の権限等：第78条、第80条、第82条、第84条、第85条、第92条第2項〕）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第105条（計算書類及び事業報告書並びに監査報告の評議員への提供等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第108条第2項（寄附行為の変更：あらかじめ評議員会の意見を聴くべき事項）	○	学校法人高知学園理事会運営規則	
	【私立学校法】第146条第2項（理事の構成及び報告義務の特例）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第20条（特別の利益供与の禁止）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第36条（理事会の職務等）	○	学校法人高知学園理事会運営規則	
	【私立学校法】第38条（理事の忠実義務）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第40条（一般社団・財団法人法の規定の準用〔理事の職務を代行する者の権限等：第78条、第80条、第82条、第84条、第85条、第92条第2項〕）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第41条（理事会の招集）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第42条（理事会の決議）	○	学校法人高知学園寄附行為	
【私立学校法】第43条（理事会の議事録）	○	学校法人高知学園寄附行為		
【私立学校法】第44条（一般社団・財団法人法の規定の準用〔招集通知等：第94条、第98条〕）	○	学校法人高知学園寄附行為		
【私立学校法】第88条（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）	/	学校法人高知学園寄附行為		

法令対応確認一覧

様式21

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第89条（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）	/		
	【私立学校法】第90条（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）	/		
	【私立学校法】第91条（学校法人に対する損害賠償責任の免除）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第92条（責任の一部免除）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第93条（理事会による免除に関する寄附行為の定め）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第94条（責任限定契約）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第95条（理事が自己のためにした取引に関する特則）	/		
	【私立学校法】第96条（補償契約）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第97条（役員又は会計監査人のために締結される保険契約）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	「役員名簿」参照
	【私立学校法】第99条（予算及び事業計画）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第100条（役員及び評議員に対する報酬等）	○	役員及び評議員の報酬等規程	
	【私立学校法】第108条（寄附行為の変更）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第148条第1項（体制の整備）	○	内部統制システム整備の基本方針	
	【私立学校法】第148条第2項～第4項（中期事業計画の作成等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
基準IV-A-3 理事は、法令等に基づき適切に構成されている。	【私立学校法】第18条（機関の設置：理事）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第29条（理事選任機関）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第30条（理事の選任等）	○	学校法人高知学園寄附行為	

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第31条（理事の資格及び構成）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第32条（理事の任期）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第34条（理事に欠員を生じた場合の措置）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第146条第1項（理事の構成及び報告義務の特例）	○	学校法人高知学園寄附行為	
B 教学運営				
基準IV-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。	【学校教育法】第92条第3項（所属職員の統督）	○	学則第38条	
	【学校教育法】第93条（教授会）	○	学則第39条	
	【学校教育法施行規則】第26条第5項（学生に対する懲戒の手続）	○	学則第57条	
	【学校教育法施行規則】第143条（教授会に置く代議員会等）	○	評議会	
	【短期大学設置基準】第22条の3（学長の資格）	○	高知学園短期大学学長選考規程	
C ガバナンス				
基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。	【私立学校法】第18条（機関の設置：監事）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第45条（監事の選任等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第46条（監事の資格）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第47条（監事の任期）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第49条（監事の選任若しくは解任又は辞任に関する手続き）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第50条（監事に欠員を生じた場合の措置）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第52条（監事の職務）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第53条（監事の調査権限）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第54条（評議員会に提出する議案等の調査義務）	○	学校法人高知学園寄附行為	

法令対応確認一覧

様式21

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第55条（理事会及び評議員会への出席義務等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第56条（理事会等への報告）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第57条（理事会及び評議員会の招集）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第58条（監事による理事の行為の差止め）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第60条（一般社団・財団法人法の規定の準用〔費用等の請求：第106条〕）	×		
	【私立学校法】第88条（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第89条（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）	/		
	【私立学校法】第90条（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）	/		
	【私立学校法】第91条（学校法人に対する損害賠償責任の免除）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第92条（責任の一部免除）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第93条（理事会による免除に関する寄附行為の定め）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第94条（責任限定契約）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第96条（補償契約）	×		
	【私立学校法】第97条（役員又は会計監査人のために締結される保険契約）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	「役員名簿」参照
	【私立学校法】第103条（計算書類等の作成及び保存）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第104条（計算書類等の監査等）	○	学校法人高知学園寄附行為	

法令対応確認一覧

様式21

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第145条（常勤の監事の選定の特例）	○	学校法人高知学園寄附行為	
基準IV-C-2 評議員会等は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。	【私立学校法】第18条（機関の設置：評議員）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第61条（評議員の選任等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第62条（評議員の資格及び構成）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第63条（評議員の任期）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第65条（評議員に欠員を生じた場合の措置）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第66条（評議員会の職務等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第67条（評議員会による理事の行為の差止めの求め）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第68条（評議員による寄附行為の閲覧等の請求）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第69条（評議員会の招集の時期）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第70条（評議員会の招集の手続等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第71条（評議員会の招集等の請求）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第72条（評議員による評議員会の招集等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第73条（監事による評議員会の招集等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第74条（招集手続の省略）	○	学校法人高知学園寄附行為	
【私立学校法】第75条（評議員による議案の提出）	○	学校法人高知学園寄附行為		
【私立学校法】第76条（評議員会の決議）	○	学校法人高知学園寄附行為		

法令対応確認一覧

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第77条（延期または続行の決議）	×		
	【私立学校法】第78条（評議員会の議事録）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第79条（一般社団・財団法人法の規定の準用〔評議員会への報告の省略：第195条〕）	○	評議員会運営規則	
	【私立学校法】第88条（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第89条（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）	/		
	【私立学校法】第90条（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）	/		
	【私立学校法】第91条（学校法人に対する損害賠償責任の免除）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第147条（評議員会及び評議員の特例）	×	該当なし	
	【私立学校法】第150条（寄附行為の変更、解散及び合併の特例）	○	学校法人高知学園寄附行為	
基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	【私立学校法】第18条（機関の設置：会計監査人）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第80条（会計監査人の選任等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第81条（会計監査人の資格）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第82条（会計監査人の任期）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第84条（会計監査人の選任及び解任等に関する手続）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第85条（会計監査人に欠員を生じた場合の措置）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第86条（会計監査人の職務等）	○	学校法人高知学園寄附行為	

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第87条（一般社団・財団法人法の規定の準用〔監事に対する報告等：第108条～第110条〕）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第88条（役員、評議員又は会計監査人の学校法人に対する損害賠償責任）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第89条（役員、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任）	/		
	【私立学校法】第90条（役員、評議員又は会計監査人の連帯責任）	/		
	【私立学校法】第91条（学校法人に対する損害賠償責任の免除）	/	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第92条（責任の一部免除）	/		
	【私立学校法】第93条（理事会による免除に関する寄附行為の定め）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第94条（責任限定契約）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	「役員名簿」参照
	【私立学校法】第96条（補償契約）	×		
	【私立学校法】第97条（役員又は会計監査人のために締結される保険契約）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	「役員名簿」参照
【私立学校法】第144条（会計監査人の設置の特例）	×			
D 情報公表				
基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	【学校教育法】第113条（教育研究活動状況の公表）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
	【学校教育法施行規則】第172条の2（情報の公表）	○	https://www.kochi-gc.ac.jp/about/public-information.html	
	【私立学校法】第27条（寄附行為の備置き及び閲覧等）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	

短期大学評価基準	関係法令(*)	対応状況	根拠となる資料又はURL	備考
	【私立学校法】第106条（計算書類等及び監査報告の備置き及び閲覧等）	○	https://www.kochi-gakuen.org/disclosure/	
	【私立学校法】第107条（財産目録等の作成、備置き及び閲覧等）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第149条（計算書類等及び監査報告並びに財産目録等の特例）	○	学校法人高知学園寄附行為	
	【私立学校法】第151条（情報の公表の特例）	該当なし		

- 短期大学設置基準 第9章専門職学科に関する特例、第10章共同教育課程に関する特例、第11章国際連携学科に関する特例、第12章教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例並びに短期大学通信教育設置基準及び短期専門職大学設置基準については別にする。

- 「関係法令」の欄には、各条項に本協会による注記（*）を付している。

【記入上の注意】

- (1) □「対応状況」の欄には、その状況を「○」、「×」で記載し、当該法令に該当しない場合は「該当なし」と記載してください。
- (2) □「根拠となる資料又はURL」の欄には、資料名のほか、URLの場合は該当ページを直接開くことができるURL（ページのタイトルがあれば併記）、また、規程等の場合は（必要に応じて）条項も記載してください。なお、資料等がない場合は「なし」と記載してください。
- (3) 短期大学設置基準（令和4年10月1日施行）の附則（令和4年9月30日 文部科学省令第34号 抄）の経過措置の規定により、専任教員等に係る改正前の条項を<旧>として示しています。「短期大学評価基準」の欄に「※基幹教員制」、「※専任教員制」の記載がある場合、該当する条項にのみ記載し、該当しない条項の「対応状況」欄には「該当なし」と記載してください。
- (4) 「対応状況」欄に斜線が付されている条項は、突発的な出来事（事故・事件等）がない限り通常「該当なし」とする条項ですが、対象となる役員等に法的責任等を注意喚起するため記載しています。そのため、該当する場合は、「対応状況」欄の斜線を消して「○」を記載し、「根拠となる資料又はURL」欄に根拠資料等を記載してください。なお、役員等に係る損害賠償規程等、法令に対応する規程を既に設けている場合は、「対応状況」欄を斜線のままにし、「根拠となる資料又はURL」欄に規程名等を記載してください。